



国住指第1398号
平成25年7月19日

(公社) 日本建築士会連合会会長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



建築基準法違反のある「違法貸しルーム」に係る建築士の関与について

オフィス、倉庫等の用途に供していると称しながら多人数の居住実態がある建築物や、マンションの住戸又は戸建住宅を改修して多人数の居住の用に供している建築物が、複数の特定行政庁で確認されています。

国土交通省では、これらの建築物が建築基準法の防火関係規定違反等の疑いがあることから、必要な情報を収集するとともに、特定行政庁に対して、物件に関する情報収集や調査、違反物件の是正指導等を行うよう要請したところであります。

建築士が、建築基準法違反のある物件（以下、「違法貸しルーム」という。）について、設計・工事監理等を行った場合には、建築士法第10条に基づく懲戒処分の対象となることがあります。

つきましては、建築士法第22条の4に基づく法人であり、建築士の品位の保持を目的とする貴会におかれては、違法貸しルームの疑いがある建築物に係る業務を受託しないよう、貴会会員である建築士会及び当該建築士会の会員（以下、「会員」という。）への周知徹底をお願いいたします。

また、違法貸しルームの疑いがある建築物に関する情報を入手した場合には、特定行政庁へ情報提供されるよう、会員への周知をお願いいたします。

さらに、これらの内容について、ホームページ等を活用して広く建築士・建築士事務所に周知していただきますようお願いいたします。